

統合型・公開型GIS整備業務審査要領

1 基本的な考え方

契約者の選定に当たっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、香芝市にとって最適な事業者を選定するため、「企画提案評価点」、「要求仕様評価点」、「見積評価点」の合計点が最も高い提案者を、契約交渉順位1位の候補者とする。

2 審査項目・配点

審査項目	評価実施者	配点
企画提案書及びプレゼンテーションによる評価	審査委員	企画提案評価点 60点
機能要件等一覧による評価	事務局	要求仕様評価点 25点
見積書及び見積内訳書による評価	事務局	見積評価点 15点
合計		100点

3 評価方法

(1) 企画提案書及びプレゼンテーションによる評価

提出された企画提案書及びそれに基づくプレゼンテーションにより「企画提案評価点」を与える。提案内容の審査項目について、評価の視点ごとに、各委員が個別に評価を行ったのち、審査委員会における協議により、最終評価を決定する。

(2) 機能要件等一覧による評価

提出された「機能要件等一覧（統合型）」（別紙1）及び「機能要件等一覧（公開型）」（別紙2）の任意機能の回答により、評価する。採点は、以下の基準で行う。

【得点基準】

回答	基準	配点割合
○	対応可	100%
△	代替案により、見積書に記載の金額内で対応可	50%
×	対応不可	0%

(3) 見積書及び見積内訳書による評価

提出された「見積書」（様式5）の回答に基づき、「見積評価点」を与

える。見積評価点は、以下の計算式で算定した点数とし、「見積書」（様式5）の「1」及び「2」それぞれで評価する。

【計算式】

「1」 見積評価点＝最低見積価格※¹÷見積価格※²×「1」の配点

「2」 見積評価点＝最低見積価格※¹÷見積価格※²×「2」の配点

※1：提案された価格の中で最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

4 契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

上記3(1)から(3)までの合計で最も得点が高い者を第1位の候補者として選定する。2番目に得点が高かった者を第2位の候補者として選定する。

(2) 有効数字について

「企画提案評価点」、「要求仕様評価点」及び「見積評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁で四捨五入を行う。

(3) 合計得点と同点である場合は、次のとおり順位を決定する。

ア 「企画提案評価点」が高い提案者を上位とする。

イ 当該提案者それぞれの「企画提案評価点」が同じ場合は、「要求仕様評価点」の得点が高い提案者を上位とする。それでもなお上位が決まらない場合は、くじにより上位を決定する。くじを行う場合には、企画提案書の提出者に電子メールで連絡する。